

(整理番号 0232)

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第3回栃木県各種商品小売業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月20日(火) 14時00分～16時20分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 使用者側が主張する厳しい状況は理解するが、影響が少ないよう影響率から考え、8円の引上げを提示した。</p> <p>(イ) 1円から4円までは影響率が同じであることから、最終提示額として4円の引上げを提示した。</p> <p>この産業の最低賃金を如何にするべきかという観点から考えるべきであり、雇用の確保や、県内他産業や同じ流通の中での格差を考え、労働者を守るとの観点から4円の引上げは妥当であり、働く者のモチベーション上げるためにも、コロナ禍における不安が大きい中において、これから先の生活不安を見据え、少しでも引き上げることによって、安心して働く活力となると主張した。</p> <p>イ 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 先行きが不透明であること、業界的にはネット通販への移行の動きも大きく、それがコロナの影響で更に進んでいる。雇用調整助成金によって持ちこたえている状況で、助成がなくなれば解雇や倒産が増えると考えられる。企業を守ることが従業員を守ることにつながり、コロナの影響で客数が減る中、助成を受け何とか切り抜けている状況であり、今年は引上げを据え置いて企業の維持を優先すべきと主張した。</p> <p>また、各種商品小売業は、衣料品、食品、雑貨など多種多様なものを揃え、労働集約産業で多くの雇用がある。コロナの影響でアパレル関係の不振が顕著になっており、実際にアパレルメーカーの撤退が相次いでいる。雇用を維持することが重要で、最低賃金の引上げは雇用の維持に大きく影響してくる。昨年の消費税増税そしてコロナの影響により厳しい状況で、同一労働・同一賃金の関係もあり、先行きの見通しが立たず、今年は据え置きが妥当と主張した。</p> <p>(イ) 今年の状況が厳しすぎて、今回は据え置くべきと主張したが、再検討し、地</p>						

域別最低賃金が1円引上げになったことから、1円であれば受けることができるとした。

(ウ) 1円の引上げがぎりぎりであり、最終提示額と主張した。

(2) 結審状況等について

労働者代表委員4円の引上げ、使用者代表委員1円の引上げを提示して膠着したため、これまでの審議経過、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、新型コロナウイルス感染拡大による現下の経済情勢及び県内の特定最低賃金結審状況、並びに地域別最低賃金の状況なども踏まえて、公益見解3円の引上げ、時間額874円を提示した。

協議の結果、労働者代表委員は「公益見解を尊重し同意」したが、使用者代表委員は「3円の引上げでは同意できない」と主張し、全会一致に至らなかったため部会採決となり、採決の結果、賛成4反対3の賛成多数で結審した。

また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。

2 その他
特になし